「家畜伝染病予防法施行規則の改正」について

京都府立医科大学大学院医学研究科
実験動物センター　　喜多正和

平成22年の宮崎県における口蹄疫対策を検証するために設置された第三者から成る口蹄疫対策検証委員会の報告書や一昨年11月以来の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえて、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化を図るため、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（平成23年法律第16号）」が、平成23年4月4日付けで公布された。また、それにともない、飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の見直し等が行われ、平成23年10月1日から施行されている。その主な内容は、以下の通りである。

１）飼養衛生管理基準の改正
２）道府県への家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告
３）定の症状を示す家畜を発見した場合の届出
４）特定家畜伝染病防疫指針の改正
５）病原体所持規制の改正
６）空海港における水際検疫の強化

家畜伝染病予防法は、本来、家畜の伝染性疾病の発生の予防とまん延の防止により畜産の振興を図ることを目的とする法律であるが、今回の改正により、一部、実験動物あるいは動物実験に関係する内容が含まれている。対象となる実験動物としては、主にブタおよびニワトリが関係し、実験動物として飼養している場合でも届出が必要となる。また、要管理監視病原体あるいは届出伝染病病原体であるインフルエンザウイルスなどを研究に使用する場合は、対象が家畜伝染病病原体であれば、所持の許可、発生予防規程の作成、病原体取扱主任者の選任、教育訓練、滅菌等の届出、記帳義務、災害時の応急措置などの対応が義務付けられている。

本講演では、「家畜伝染病予防法施行規則の改正」について概略を説明するとともに、大学や研究機関等で実施されている動物実験に関係する点を中心に解説する。